

沖縄市上下水道事業包括業務委託募集説明書等に関する質問及び回答

回答日：令和9年9月29日

No.	書類名	頁	項		目		項目名		質疑内容	回答
1	募集説明書	P4	1		5		2	対象施設	対象施設は沖縄市内全域の水道施設及び公共下水道施設とされていますが、公共下水道施設は雨水も含まれるでしょうか。また、対象となる管路延長、配水池、ポンプ場、マンホールポンプ場とその他主要施設の名称・数量を示した施設一覧のご提示をお願いいたします。	当該業務の対象施設については、公共下水道として「汚水」「雨水」が含まれます。 ただし、排水路清掃業務等については当該業務の対象外となります。 ※主要施設に関するデータをDVDにて配布いたします。受取の際は空のDVDをお持ちください。
2	募集説明書	P12	4		2		(3)	その他	対面質疑の申込について、以下の認識で問題ないでしょうか。 提出期限：令和8年9月25日（金）16時まで 提出方法：電子メール、持参、郵送のいずれか（郵送の場合は提出期限までに必着にかぎる） また、参加者の上限人数がありましたらご教示ください。	対面質疑の申込について 提出期限：令和8年9月25日（金）17時 提出方法：電子メール、持参、郵送のいずれか（郵送の場合は提出期限までに必着にかぎる） また、対面質疑の人数は、募集者1名（団体）とします。（募集説明書(案)P11～12参照）
3	要求水準書	P19						第5章 コンサルタント業務の要求水準	（イ）下水道事業に関する業務 下水道事業に関するコンサルタント業務は、【別紙 参考 業務仕様書一覧】に示す業務とする。と記載がありますが業務仕様書一覧に下水道コンサル業務が見当たりません。下水道コンサル業務についてご教授ください。	当該業務については、現段階において下水道事業に関するコンサルタント業務は含まれておりません。 ただし、業務の性質上、必要と判断する場合や作業の効率化が見込まれる場合など、業務内容に応じた対応（追加協議など）を予定しています。
4	参考仕様書一覧	－							沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）業務についてこちらは、現在本件とは別に発注されている業務と内容が同じものと思われしますが、こちらは10年間で同じ内容の業務を行うものと考えてよろしいでしょうか	沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）業務については、10年間で再評価および計画の見直しを行う業務を想定しております。
5	募集説明書	P7	2		6				今回予定価格の中にSPCの設立費用は計上されているでしょうか。 また計上しているのであれば費用についてご教授ください。	本業務ついてSPC設立を基本としていますが、業者体制や業者数の想定ができないため、設立費用については計上しておりません。
6	要求水準書	P37						第12章 危機管理に関する要求水準	12－3、災害・事故等の緊急事態への対応 災害や事故等の発生など緊急事態における対応については、甲及び乙が対応すべき事項など、緊急事態に関する基本負担は、本要求水準書【別紙3】に示すと記載がございますが別紙3が見当たりません。別紙3を提示願います。	【別紙3】について、準備ができましたら市HPへ掲載してまいります。
7	提案評価基準書（案）	P7						表3	表3 別表審査項目「7-5 改築支援に係る各業務について」の受注実績の評価基準 の記載がありますが、今回改築支援業務が入っている認識でよろしいでしょうか。 要求水準書に記載がないのでご確認お願い致します。	今回改築支援業務が入っている認識でよいですが、支援内容については、契約前協議において必要に応じ内容を調整する考えです。
8	様式	－						様式11－18	11－18 収納業務、滞納整理業務について、要求水準書に記載がございませんが、こちらについては今回業務内容に入っていない認識でよいのでしょうか。	様式11－18 4-3収納業務、滞納整理業務については、現在局職員に行っている業務であり、その業務についても本委託内容に含んでおります。
9	様式	－						様式11－19	11－19 給水装置・排水設備関連業務について、要求水準書に記載がございませんがこちらについては今回業務内容に入っていない認識でよいのでしょうか。	給水装置関連業務の給水装置工事申込に関連する業務については、今回の業務に含んでおりません。 ※給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者関連支援業務は含んでおります。 排水設備関連業務の範囲については、排水設備に関する窓口の相談や申請書類の審査等を予定しています。

10	提案評価基準書（案）	P9						別紙1	3-1【同種業務の受注実績について】の評価方法 ※各業務内容（本要求水準書 参照）に関して、同種業務を受託した実績を評価の対象とする。と記載がございますがこちらに記載の業務内容が、要求水準書と齟齬が生じていると感じております。例：水道工務関連の台帳システム管理については要求水準書に記載がございません。	要求水準書は、個別具体的な実施方法までを一律に定めるものではなく、要求水準書に示す業務の目的、基本的な範囲及び要求水準を満たす提案として、事業者の創意工夫を求めるものとして考えています。したがって、当該項目が業務の目的及び基本的な範囲に適合し、要求水準を上回る又は要求水準を実現するための具体的な提案として整理される場合は、提案書に記載することができると考えています。基本的には、要求水準書に記載がない場合、参考仕様書にて確認いただき、提案評価基準書P11に記載ある業務内容を含むものとして提案を行ってください。
11	提案評価基準書（案）	P11						別表	地域貢献及び人材教育等についてですが、評価基準に従業員の教育体制・教育方針と記載がございますが、こちらに記載の従業員とはだれを指しているのでしょうか。	選定予定業者の従業員を指します。
12	様式	－						様式12 見積内訳書	質問１：様式内で既定されている項目について、事業者側で追加・削除は認められているのでしょうか。 質問２：質問1の回答が「不可」の場合、様式12「見積内訳書」の項目と、要求水準書に定める業務名称が一致しない業務については、参加者の判断により、業務内容に応じて様式12のいずれかの項目に分類して計上するとの理解でよいでしょうか。 例えば、要求水準書に定める「廃棄物管理業務」は、様式12に同名の項目がありませんが、参加者の判断により該当すると考える項目へ計上してよいでしょうか。	回答１：基本的には、示している項目での見積もりになります。また業務内容の項目を満たした上で必要に応じて参加者側での追加・削除を行ってください。 回答２：－
13	様式	－						様式12 見積内訳書	様式12「見積内訳書」に記載する各小項目の金額について、契約書第64条に定める「施設管理経費」「修繕費用」「施設更新費用」及び「コンサルタント業務費用」のいずれに該当するか、対応関係をご提示ください。 なお、一つの小項目に複数の費目が含まれる場合は、それぞれの区分をご提示ください。	見積内訳書の小項目対応関係について、 統括管理業務（施設管理費）、運転管理業務（施設管理費）、保全管理業務（修繕費用）、コンサルタント業務（コンサルタント業務費用）、メーター購入管理業務（施設更新費用）、料金徴収・窓口関係業務（施設管理費）、建設工事（修繕費用）として考えています。 ただし選定予定者と契約前協議において柔軟に項目調整を行ってまいります。